

海外経済要録

国際機関

◇国際通貨基金および世界銀行総会

国際通貨基金および世界銀行の第14回総会、ならびに国際金融公社の第3回総会は、9月28日から10月2日までワシントンにおいて68加盟国代表参加のもとに開催された。

今回の総会は昨年来の世界的な景況の好転と西欧諸国通貨の対外交換性回復とを反映して、基金および銀行の両機関創設以来最も明るい空気のもとに行なわれ、国際経済が今や戦後の再建を完了して新たな段階を迎えることをうかがわせるものであった。この総会において特に注目されたことは、米国が先進諸国に対し、その対ドル差別措置の撤廃と後進地域援助への参加とを強く要望し、昨年来の米国国際収支の逆調と先進工業諸国の経済力強化とを如実に映し出したことであって、これら二つの問題がそれぞれ基金および銀行関係の論議の中心となつた。

基金総会においてまずヤコブソン基金専務理事は、欧洲通貨の対外交換性回復は世界各国の経済強化の第一段階完了を示すものであって、今や硬貨と軟貨との区別は時代錯誤となり、貿易・為替上の差別措置を放棄すべき時期が到来したと強調した。そして基金としては、当面加盟国が第14条援用の状態から第8条適用の状態へ移行すること（戦後の過渡期における為替制限を徹廃すること）に伴う、具体的な諸問題を早急に検討すること、さらにその後において貿易の拡大と均衡、雇用と所得の高水準保持という第1条に掲げる目的実現のため、その活動をいっそう強化せねばならぬことなど、基金の態度を明らかにした。また後進国問題については、同理事は諸国の経済安定計画に協力した基金の経験を総括して、技術の進歩に伴う原材料需要の変化など不可避的な事情にふれつつも、なおインフレなき健全な経済発展の基盤を確立することの重要性を説き、後進諸国とのさまざまな困難に対し国際的な協力を強調した。

これに統いて米国代表アンダーソン財務長官は、最近の国際経済の推移、特に先進諸国の国際収支の改善ぶりに照らして、これら諸国が戦後期の諸政策を根本的に改めて後進国に対する資本の供給という「共同の義務」に積極的に参加するとともに、貿易および為替面における

対ドル差別措置を撤廃することを強く要望した。これに対し、西欧諸国は一般に対ドル差別措置の撤廃に賛意を表明し、ブレッティング・ブンデスバンク総裁は国際収支上もはや差別措置の理由はないとのべ、またボウムガルトネール・フランス銀行総裁も差別撤廃に重大な障害はないとして、米国提案を力強く支持したが、英國代表マーキンス大蔵次官は差別廃止に伴う諸問題の処理のために若干の時間的余裕が必要であるとやや慎重な態度を示し注目された。日本代表佐藤蔵相はこの点に関連して自由化における最近の日本の事例をあげ、今後もその努力を続ける旨明らかにしたが、円の交換性回復にはふれなかつた。

銀行総会においてはブラック世銀総裁は、過去10年間ににおける銀行の発展を回顧したのち、米国の提案した第2世銀（IDA—国際開発公社）の構想（別項参照）を取り上げ、これに賛意を表明しつつその一般原則として、改めて貿易の自由化と拡大の必要を力説し、いかなる国際機関による援助も、先進工業国後進諸国双方に對し貿易拡大の努力を減ずるものでないこと、およびその援助は後進国の方針の誤りを繕うものではなくて、その正しい経済政策を助長するものでなければならないこと、の2点を強調した。この中で同総裁は援助の条件に關し、その全額を贈与とし、あるいは全額をハード・ローンとせよとする見解を批判し、援助のかなりの部分は返済上為替面の重荷をある程度緩和するような形をとるべき旨を付言している。

第2世銀構想に関する米国の立場は、アンダーソン財務長官のあとをうけてジロン米国務次官からさらに説明された。同次官は先進諸国が現在後進地域の開発を援助しうる立場にあることを指摘するとともに、この提案が直ちに従来の双務的援助に代るものではないこと、および米国が保有する余剰農産物代金による現地通貨の使用は関係諸国の意向を反映すべきことなどの諸点を明らかにした。

このような米国提案に対し各国はいずれも原則的に賛意を示し、10月1日の会議では世銀理事会に対し具体案の作成を命ぜる旨の決議案を満場一致で採択した。しかしながらその細部に關しては各国ともなお若干の問題点を残しているようであつて、たとえば寛大な貸付条件、特に現地通貨返済が健全な経済金融政策と矛盾するとか（先進諸国側の見解）、規模が過小であり、また既存援助

の縮小を招く恐れがあるとか（後進諸国側の見解）などの諸点が指摘された模様である。佐藤蔵相は第2世銀案に賛成するとともに、これが地域的開発機関を持たないアジア諸国に特に関心を払うよう強く要望した。

なお総会においてポルトガルおよびラオスの加盟条件が決定された。次回の総会は明年9月ワシントンにおいて開かれる予定である。

国際通貨基金取引高推移

(単位・百万米ドル)

| 区分 | 売却高 | 買戻高 | 純売却高 | スタンダードバイ取決め残高(期末) | |
|-----------|-------|-------|-------|-------------------|------|
| | | | | 旧割当額 | 新割当額 |
| 1947～56年計 | 1,909 | 1,095 | 814 | 1,117 | |
| 1957年 | 977 | 64 | 913 | 870 | |
| 1958年 | 338 | 369 | — 31 | 911 | |
| 1959年8月まで | 120 | 307 | — 187 | 1,126 | |
| 計 | 3,344 | 1,835 | 1,509 | | |

世界銀行貸付・回収状況

(単位・百万米ドル)

| 区分 | 貸付 | | 回収 | | 年度末 貸付残高 | |
|--------------------|---------|------|---------|-------|-------------|----------------|
| | 貸付総額 | 取消分 | 貸付元本 | 元本返済 | | |
| 1947年6月～ 56年6月計 | 2,720.1 | 52.8 | 2,667.3 | 164.4 | 267.7 | 2,235.2 |
| 1957年6月 | 387.9 | 30.1 | 357.8 | 26.4 | 62.4 | 2,504.2 |
| 1958年6月 | 710.8 | 7.3 | 703.5 | 28.2 | 82.7 | 3,096.9 (注) |
| 1959年6月 | 703.1 | 5.7 | 697.4 | 45.2 | 142.5 | 3,606.6 |
| 計 | 4,521.9 | 95.8 | 4,426.1 | 264.2 | 555.4 | |

(注) 3,606.6 百万ドルから未発効分 209.5 百万ドルおよび為替相場調整分 10.2 百万ドルを差し引けば、銀行の純貸付残高は 3,386.9 百万ドルとなる。

国際通貨基金および世界銀行の増資決定

国際通貨基金および世界銀行は、9月16日、懸案の基金割当額増額および銀行資本金増資につき9月15日正式に決定された旨発表した（調査月報、34年1月号要録参照）。

基金の場合、9月15日現在で割当額増額に同意した加盟国は40か国に達し、これらの諸国は本年1月末現在の割当額総額92億ドルの83%を占めている。これにより割当額総額は45億ドル増加し、137.7億ドルとなった。また世界銀行の場合にも40か国が増資に同意し、授権資本は100億ドルから210億ドルへ、応募資本額は96億ドルから184億ドルへ（うち実際に払込を要する部分は19.1億ドルから19.7億ドルへ）とそれぞれ増額された。主要加盟国の中の増資状況は次表の通り。

基金および世銀の増資

(単位・百万米ドル)

| 区分 | 基金の場合 | | | 世銀の場合 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 旧割当額 | 新割当額 | 増加額 | 旧応募額 | 新応募額 | 増加額 |
| 米国 | 4,125 | 2,750 | 1,375 | 3,175 | 6,350 | 3,175 |
| 英國 | 1,950 | 1,300 | 650 | 1,300 | 2,600 | 1,300 |
| フランス | 525 | 787.5 | 262.5 | 525 | 1,050 | 525 |
| 西ドイツ | 330 | 787.5 | 457.5 | 330 | 1,050 | 720 |
| イギリス | 400 | 600 | 200 | 400 | 800 | 400 |
| カナダ | 300 | 550 | 250 | 325 | 750 | 425 |
| 日本 | 250 | 500 | 250 | 250 | 666 | 416 |

第2世銀（IDA）に関する米国の構想

第2世銀（International Development Association）

——国際開発公社の構想は昨1958年2月のモンロニー米国上院議員の提案に端を発したもので、その後米国政府が各国の意向を打診しつつその具体化につき検討を重ねてきたものである（調査月報、33年9月号要録参照）。米国政府の構想はさる7月末アンダーソン財務長官のブラック世銀総裁あて書面の形で提示され、世銀を通じて各國政府に伝えられていた。その骨子は次の通り。

- 目的……世銀の貸出では充足されない重要な後進国開発計画に融資すること。
 - 機構……世銀の子会社として世銀の職員をもって運営する。世銀加盟国にはこれに加盟する資格が与えられる。
 - 規模……授権資本を10億米ドル相当額とし、各國は世銀応募額に比例的にこれに応募する。加盟国は最初に応募額の50%を払い込み、残余を5年の等額年賦で払い込む。
 - 出資通貨……応募は20%を金または交換可能通貨で、残余80%は自国通貨で行なう。加盟国はIDAの要請により自国通貨払込分のうち30%部分に交換性を付与する義務（後進国には停止されることもある）を負う。全工業国が一致した場合、工業国のが自国通貨払込分の残余50%は交換可能とされる。
 - 出資通貨の使用……前記のうち20%部分はIDAにより自由に使用される。80%部分はIDA融資計画に基づき、自国または他国で使用される物資およびサービスの調達に使用される。
 - 各国通貨による特別資金……IDAはある加盟国から他の加盟国との通貨を受け入れることができる（この規定は米国が余剰農産物処理などより得た外貨の活用と関連するもの）。
- なお貸出条件については米国案の中では特に言及されていないが、米国としては低利かつ長期（たとえば年利2%、期間40年など）とし、一部は現地通貨返済をも認

めようとしているといわれる。

この米国構想は今次総会の決議に基づき着手される世銀理事会の草案作成において討議の基礎となるわけであるが、理事会では年内に草案の作成を終えて明年早々これを各國政府に提出する予定といわれ、IDAの正式発足は明年後半ないし明後年初めと予想されている。

米 国

◇米国鉄鋼争議に対するタフト・ハートレー法の発動

アイゼンハウア大統領は10月9日、米国鉄鋼業のストライキに対し、タフト・ハートレー法の発動を決定した。鉄鋼業のストライキはさる7月15日以来続けられているが、その影響はすでに生産、雇用など経済の各部門にわたってかなり深刻なものがあり、同法にいう「国民の健康と安全」を著しく脅かすに至ったと判断されたためである。同法は10月7日の港湾労働者のストライキに対する発動を含め、制定後すでに15回発動されているが鉄鋼ストライキに対して発動されたのは今回が最初である。

なお同法に基づく今後の措置として予想されるのは次の通りである。

- (1) 事実調査委の任命と、ストライキの影響の調査。
- (2) 前項の調査に基づき、連邦裁判所に対し80日間のストライキ中止命令の申請。
- (3) 連邦調停官の労使双方に対する斡旋。
- (4) 中止命令後60日を経過してなお解決しない場合、事実調査委は使用者側最終案を大統領に報告、これに基づいて労働者全員による秘密投票の実施。
- (5) 前項の投票で最終案が拒否された場合、その後5日（中止命令後80日）を経てストライキ再開。大統領は議会に報告を提出、必要とあれば特別立法その他の措置を講ずる。

◇米国第86議会第1会期の閉会

本年1月に始まった米国の第86議会第1会期は、さる9月15日閉会したが、野党の民主党が両院で多数を占めたにもかかわらず、善隣外交の促進、インフレの抑制など与論の支持を背景として、大統領の指導性が大きく發揮されたことがその特色とされている。

今会期中、議会は730億ドルの支出承認を行なったが、その結果本会計年度（来年6月末まで）の連邦政府支出は790億ドルと昨年度（807億ドル）を若干下回る見通しとなった。

今会期中成立したおもな法律を摘記すれば次の通りである。

ある。

（財政、金融関係）

- (1) 国債発行限度の引上げ……従来の最高限度2,880億ドル（恒久限度2,830億ドル、暫定的限度追加50億ドル）を2,950億ドル（恒久限度2,850億ドル、暫定的限度追加100億ドル）へ引き上げる。
- (2) 貯蓄債券最高金利の引上げなど……貯蓄債券E、Hにつき、従来3.26%の最高金利を4.25%に引き上げる。また国債一般につき、満期前償換発行の場合の譲渡利得税支払を、新債満期日まで猶予する特例を認め（政府が強力に要請した長期国債金利最高限度4.25%の撤廃案は不成立）。
- (3) 支払準備制度の改正（調査月報、34年9月号要録参照）。
- (4) ガソリン税の引上げ……ハイウェイ建設をまかぬため、ガソリン税を1ガロン当たり1セント引き上げる（政府の要望した郵便料金値上げは実現せず）。

（対外関係）

- (5) IMFおよび世銀に対する追加出資……IMFに対し1,375百万ドル（1959会計年度に払い込む）、世銀に対し3,175百万ドル（払込は微収せず）の追加出資をそれぞれ承認。
- (6) 米州開発銀行の設立……中南米の経済開発を援助するため、米州開発銀行を設立し、米国の出資分（450百万ドル）の一部として80百万ドルの払込を可決。
- (7) 対外援助計画……本会計年度中の支出権限を3,556百万ドル、支出承認を3,226百万ドルと、いずれも大統領要請を若干下回って可決。
- (8) 余剰農産物処理法の2か年延長……現地通貨による余剰農産物売却を各年15億ドルまでとし、後進諸国に対し各年3億ドルの緊急食糧援助を認める。

（公共事業その他）

- (9) 公共事業法……大統領の2度にわたる拒否権行使を経て、総額1,185百万ドルの各種建設事業支出を可決。
- (10) 住宅法……FHAに対し保証わくの追加として80億ドルを認め、一口当たり貸付わくの拡大、頭金の引下げなどの措置を講ずるほか、都市計画資金2年間分650百万ドルをはじめとする各種の支出（計10億ドル）を行なう。
- (11) 中小企業庁（SBA）に対し、貸付わくの追加として75百万ドルを承認。
- (12) 労働法の改正（調査月報、34年9月号要録参照）。
- (13) 第50番目の州としてハワイの州昇格承認。

◇米国の1959年第2四半期国際収支

昨年来の大幅赤字によって各方面の注目を集めている米国国際収支は、本年第2四半期も引続き 25.4 億ドル（IMF出資分 13.75 億ドルを除けば実質 11.6 億ドル、第1四半期 8.4 億ドル）の赤字を記録した。

- (1) 商品輸入は期中39億ドルと、依然増勢を続けた。これは部分的には鉄鋼ストライキによる鉄鋼輸入の増大によるものであるが、基本的には機械、自動車、織維などの工業製品、木製品、新聞用紙、非鉄金属などの輸入増加によるものである。
- (2) 商品輸出は期中41億ドルとやや持ち直したが、その半ばは食糧など農産物輸出の増加によるものであり、海外諸国の景気上昇による影響は、カナダ向け輸出がかなり伸びた以外はなおさして大きくない。
- (3) 海外諸地域に対する直接投資は、西欧向け投資を中心引続き高水準を保ったが、米国内の高金利を反映して海外証券投資はかなりの減少を示し、また米国株式の買入れをはじめとする諸外国の対米投資は逆に増大した。

- (4) 政府は IMFに対し、6月 1,375 百万ドル（うち金による分は 344 百万ドル）を出資した。

米国からの金流出は、第1四半期の96百万ドルに対し、第2四半期は 741 百万ドルと急増したが、これには前記 IMF出資分のほか、英国の IMF出資用買付け 200 百万ドルその他が含まれている。

諸外国の金ドル準備は、新産金、対ソ金買入れその他を含め期中28億ドル（本年上半期通計37億ドル）の増加をみた。しかしこの準備増加の大部分は依然西欧、日本など工業諸国に集中しており、後進諸国の金ドル保有増加はなお少額にとどまっている。

米国 の 国際 収 支

(単位・百万ドル)

| 区分 | 1958 年 | | 1959 年 | | |
|----------|--------|-------|--------|-------|-------|
| | 年間 | 1/4 | 2/4 | 1/4 | 2/4 |
| 商品輸出① | 16,227 | 4,054 | 4,191 | 3,798 | 4,069 |
| サービス受取 | 6,972 | 1,512 | 1,729 | 1,583 | 1,732 |
| 商品輸入 | 12,946 | 3,139 | 3,166 | 3,604 | 3,885 |
| サービス支払② | 5,296 | 1,114 | 1,346 | 1,203 | 1,444 |
| 民間対外投資 | 2,844 | 642 | 1,025 | 383 | 611 |
| 政府支出③ | 5,993 | 1,459 | 1,559 | 323 | 2,860 |
| 外国対米投資④ | 24 | 13 | -15 | 75 | 165 |
| 外国保有金増減 | 2,275 | 370 | 1,075 | 96 | 741 |
| 外国保有ドル増減 | 1,140 | 202 | 9 | 744 | 1,796 |
| 記録外受取 | 441 | 203 | 107 | 217 | 297 |

(註) ① 軍事援助分を除く。

② 海外軍事支出を除き、民間送金および政府関係年金などの送金を含む。

③ 短期投資および長期国債投資を除く。

資料： Survey of Current Business。

諸 外 国 の 金 ドル 準 備

(単位・百万ドル)

| 区分 | 1958年 | 1959年 | | 1959年 上半期増 |
|----------|--------|--------|--------|---------------|
| | 12月末 | 3月末 | 6月末 | |
| 西欧大陸諸国 | 17,868 | 18,004 | 18,949 | 1,081 |
| スターリング地域 | 5,133 | 5,327 | 5,272 | 139 |
| カナダ | 3,438 | 3,503 | 3,537 | 99 |
| 中南米 | 4,114 | 4,241 | 4,277 | 163 |
| アジア | 2,644 | 2,844 | 3,046 | 402 |
| 国際機関 | 3,371 | 3,550 | 5,188 | 1,817 |
| その他とも計 | 36,906 | 37,818 | 40,641 | 3,735 |

資料： Federal Reserve Bulletin.

歐 洲 諸 国 お よ び ア フ リ カ

◇歐州共同市場の歐州自由貿易連合との通商条件の調整に関する提案

欧州自由貿易連合の設立に伴い、共同市場との間の通商の流れが阻害されることが懸念されており、関係国間では、これを避けるための調整案が種々検討されているが、このほど、共同市場委員長ハルシュタインは、スイスブルーで開かれた欧州議会（共同市場の議会）に次のとおり調整策を提案した。

(1) 数量制限に関する措置

本年末に実施される共同市場の第2回域内輸入割当量の20%拡大に際し、OEEC諸国に対しても、前回と同様の条件のもとで拡大する用意がある。また共同市場は、工業製品に関する数量制限を全世界に対しても漸次撤廃する用意がある。特に上記機会に、現在きて小額または皆無の輸入割当量の拡大を第3国に対しても相当程度均配せしめる用意がある。

(2) 関税引下げに関する措置

(a) 1960年7月1日に実施される共同市場域内の第2回関税の引下げに際し、GATTにおける多角的関税引下げ交渉の結果を待つことなく前回と同じ条件で第3国にも拡大する用意がある。

(b) 共同市場は、GATTにおいて1960~61年に行なわれる予定の多角的関税引下げ交渉に同意したが、この交渉が可及的多大の成果を収めるよう今後関係諸国との間で交渉を行なうであろう。

また、全世界に対し広範な自由化政策を遂行する意図のもとに、この多角的引下げ交渉のほか、新たな双務的な関税引下げについても提案する用意がある。

(3) 共同市場は、世界経済に占める自己の責任を認識しており、世界的な後進国援助計画ならびに景気調整策に参画する用意がある。また本件に関し米英に対し、定期的に協議することを提案する用意がある。

(4) 共同市場と欧州自由貿易連合の間の商品の流通、通商の変化に伴う困難を除去するため具体的な解決策を検討し、必要な協調を行なうため“連絡委員会”を設置する用意がある。

(5) 共同市場は、その統合の強化が、単に共同市場自身の目的であるのみならず、第3国に対する自由化政策を行なうための条件であることを確認している。したがって、共同市場は、その統合を推進し、条約に定められた段階を短縮し、共通の通商政策の確立ならびに通貨の安定の強化を促進するためにあらゆる措置を講ずるであろう。

◇英国の1959年第2四半期国際収支

10月1日、英大蔵省は本年第2四半期の国際収支（暫定）を発表した。なおこれに伴い運賃収入を主体に、前期の計数もかなりの修正が加えられた。右によれば第2四半期の經常収支余剰は107百万ポンドで、昨年下半期來の悪化傾向から大幅の好転を示した。かかる経常収支の大幅余剰は、主として輸出の好調と貿易外収入の増加によってもたらされたもので、上述の結果から当局では、国際収支黒字300～350百万ポンドという本年の目標達成は可能であるとみているが、秋以降における米国小型車の出現など国際競争の激化が予想されるおりから、貿易収支の見通しは必ずしも楽観を許さないものがあろう。

英國最近の国際収支（四半期別）
(単位・百万ポンド)

| 区分 | 1959年 | | 1958年 | | | |
|-----------------------|------------|-----------|------------|---------|------------|-----------|
| | 4~6月 | 1~3月 | 10~12月 | 7~9月 | 4~6月 | 1~3月 |
| 経常収支 | 107 | 35 | 38 | 74 | 85 | 152 |
| 貿易収支 | 35 | -12 | 12 | -7 | 36 | 57 |
| (輸出) | (902) | (848) | (869) | (838) | (836) | (885) |
| (輸入) | (867) | (860) | (857) | (845) | (800) | (828) |
| 貿易外収支 | 72 | 47 | 26 | 81 | 49 | 95 |
| 長期資本収支 | -218 | -50 | -75 | -56 | -79 | -25 |
| 総合収支 | -111 | -15 | -37 | 18 | 6 | 127 |
| ポンド残高増(-)減金・外貨準備増減(-) | -196 12 | 101 25 | -72 -18 | 1 15 | -12 110 | 25 177 |

◇英連邦蔵相会議の開催

例年IMF・世銀総会の前後に開催される英連邦蔵相会議は、本年は昨年のモントリオール会議の結果設置さ

れた英連邦経済諮問会議の第1回閣僚会議として、9月22、23日の両日にわたりロンドンにおいて行なわれた。本年の会議は英連邦およびスターリング地域の当面する諸問題につき、各國代表間に意見の交換をみたこととなり、重要な決定は行なわれなかった。その主要問題点および発言要旨は次の通りである。

(1) エイモリ蔵相は開会にあたり、英國をはじめとする英連邦諸国最近の国際収支が好調を持続し、ポンドの前途はきわめて樂観的である旨を強調し、各國蔵相もまた一致してこれを認めた。

(2) 英連邦開発銀行 (Commonwealth Development Bank) の設立に関しては、きたるべきIMF・世銀総会における国際開発機関（第2世銀、International Development Association）設立問題の結着を待って改めて討議されることとなった。

(3) フレミング・カナダ蔵相は、最近のスターリング地域の実力回復にかんがみ、ドル物資輸入制限の撤廃を強く要望した。

(4) 欧州自由貿易連合の最近の進展、およびこれと歐州共同市場との協調方法について、連邦諸国は英國の現在の行き方を是認するも、当面英連邦諸国は英國および共同市場向け輸出が相対的に不利とならぬよう、特別の配慮ないしは措置を要望した。

◇英國の総選挙

10月8日英國において行なわれた総選挙は、保守党が当初の予想を大きく上回って総議席630のうち366を獲得して圧勝、労働党との議席差は解散時の62から108に拡大した。

かかる保守党の勝利は、冷戦緩和への道を開いた外交上の成功もさることながら、歴代英國政府懸案のポンド交換性回復を実現し、英國経済に戦後最大の繁栄をもたらした保守党政権最近の実績が、インフレ懸念を伴う労働党の非現実的な公約（減税、老齢年金の引上げ、家賃の統制）を押えて大衆に支持されたものとみることができる。政府の今後の経済政策はおおむね從来の方針が踏襲されるものと思われるが、通貨価値の安定とその範

英國総選挙結果

| 区分 | 当選者数 | 解散時議席数 |
|-----|------|--------|
| 保守党 | 366 | 340 |
| 労働党 | 258 | 278 |
| 自由党 | 6 | 6 |
| 計 | 630 | 624 |

圏内で自由で着実な経済拡大、および貿易為替の自由化（証券ポンドの自由化、旅行者持外出貨限度の引き上げ、ドル物資輸入制限の撤廃）などの諸政策が一段と推進されることは確実であろう。欧州自由貿易連合の設立を背景とする欧州共同市場との交渉、海外投資計画、日本に対するガット35条問題なども、労働党政府のもとにおけるよりはいっそう積極的かつ友好的に行なわれるものと思われる。

なおシティでは保守党の大勝を好感して証券市場は9日鉄鋼株を中心と軒並み高騰、ポンド相場もきわめて堅調を示した（9日直物相場280.875セント、前日比0.315セント高。同証券ポンド280.5セント、前日比1セント高）。

◇フランスの輸入自由化措置

9月26日、フランス政府は対ドル輸入自由化率を従来の60%から一挙に80%へ引き上げた。新自由化品目は、大型自動車、フィルム、プラスチック、諸化学製品、食料品、衣料、くつなどから日用雑貨品にまで及ぶ広範なものである。

今回の措置は、最近の国際収支好調を背景とし、貿易自由化方針に沿って、特に自由化の遅れていたドル地域を対象として行なわれたものである。さる7月の自由化引き上げに引き続いてかかる大幅な、引き上げが行なわれたのは、9月28日開催のIMF総会で、米国側から西欧の対ドル輸入制限撤廃要請が出される空気を察知し、フランス側の自由化努力をあらかじめ示し、また最近の物価・微騰傾向抑制のためにも早期に輸入を自由化したほうが効果的であるとの配慮によるものようである。

なお政府は翌27日、物価引下げ策として、OEEC地域からの肉類、卵、野菜、繊維品、電球など主として日用消費物品の輸入を、これら商品の国内価格が輸入価格を上回っている期間のみ自由化する臨時措置を発表した。ただしこの措置は正式の輸入自由化でないため、現行の対OEEC輸入自由化率93%に変化はない。

◇デンマーク国民銀行の公定歩合引上げ

デンマーク国民銀行は9月18日、公定歩合を5%引き上げ5%とした。

デンマークの公定歩合は1954年6月から58年4月まで5%に維持されていたが、その後経済の安定に伴い、58年8月一挙に4%まで引き下げられ、今回の引き上げに至ったものである。

デンマークの景況は年初来かなり急速に上昇しており、鉱工業生産は第1四半期中前年比4.2%、4~7月間9.4%の増加を示した。かかる景気上昇の主因は、特

に建築活動ならびに設備投資の活発化にあり、早くも労働力の不足が表面化している。ニールセン国民銀行総裁はすでに4ヶ月前、建築ブームを中心とする景気過熱について警告を発しており、7月以降財政による建築支出の一部緩延べが行なわれたが、なおさしたる効果をあげるに至っていない。貿易収支も輸入の増大に伴い年初来132百万ドルの赤字を記録し、資本輸入の活況のためわずかながら増大を続けてきた金・外貨準備も8月には19百万ドルの減少を示した。しかしながら現在の金・外貨ポジション（250百万ドル）は前年同月に比べなお43百万ドル上回っており、また景気の物価面への波及もなお小幅（卸売物価前年比+1%）にとどまっているので、今回の措置は過熱化予防措置として採られたことは明らかであろう。これはデンマークにおいて従来に比しより現実的な経済政策が採られつつあることを示唆するものとして注目される。

政府は今回の公定歩合引上げと同時に、建築認可基準および建築材料の統制基準の改訂を行ない、不要不急建築に対する規制を強化した。

経済界ではすでに今回の措置を予想していたため、社債相場などには織込み済でさしたる波乱はみられない。

市中貸出金利は直ちに公定歩合に追随し15%上昇となつたが、預金金利については利ざや拡大を望む商業銀行側と長期高利預金の吸収を業務基盤とする貯蓄金庫側との間に意見の対立があり、帰趨が注目されている。

◇アフリカ生産諸国がコーヒー輸出協定に参加

10月1日に更新されるコーヒー輸出協定は、9月24日従来のラテン・アメリカ15生産国のはかに、新たにアフリカ2生産国（フランス領およびポルトガル領）が加盟し、17か国により調印された（協定期間1か年）。新協定にアフリカ全主要生産国の参加は実現しなかつたが、（未参加国は英領、ベルギー領アフリカおよびエチオピア）、その一部参加の実現をみたことは、コーヒー輸出協定が次第に国際的規模に発展し（コーヒー輸出協定への参加は、一昨年のラテン・アメリカ7か国から、昨年はラテン・アメリカ15か国、本年は17か国へと増加……調査月報、33年10月号参照）今後コーヒー価格安定へ徐々に成果をあげることが期待される。

昨年のコーヒー輸出協定会議では、ラテン・アメリカ側はアフリカ生産諸国の参加を強く希望していたが、輸出制限方法が手ぬるかったため（輸出割当は生産増大に比例して増加する）その反対にあって実現しなかつた。したがって今度の協定では、加盟国は10月1日以降1年間の輸出量を、過去10年間における年間最高輸出量の90

%以内に押えると同時に、米国農務省の作成する1959～60年度各国別輸出向け生産予想量をもこえてはならぬなど、よりきびしい輸出制限方法が採用されることになったため、アフリカの一部生産諸国の参加実現をみたのである。

なお同協定によれば東南アジア、ソ連、ポーランドおよびルーマニアなど新市場向け輸出については、制限外であること、および協定に参加するアフリカ以外のラテン・アメリカ生産諸国は、コーヒー消費促進のための宣伝費として、コーヒー輸出1袋(60kg)につき25セントが徴収されることとなっている。

アジアおよび大洋州諸国

◇アラブ連合共和国のシリア州における新銀行法施行

昨年アラブ連合共和国が成立してのち、シリア州政府はエジプト州との調整の必要もあり、旧シリア銀行法の改正を検討中であったが、このほど新銀行法を施行する運びとなった。これは、すでにエジプト州においては銀行はすべて国有化されているが、シリア州においても漸次銀行の民族資本化ないしアラブ化を行なうことを目途としたものである。また今回の改正は、同時に経済の安定に資するため資本金の最低限度を引き上げ、銀行への投資による民間資本の蓄積をもあわせ図ることを意図している。おもな改正点は次の通り。

- (1) 銀行はすべて有限資本を有する株式会社の形式で設立されることを要する。外国銀行の支店および代理店も銀行とみなされる。
- (2) 銀行の払込資本金は3百万・シリア・ポンド(約83万ドル)以上とする(従来は1.5百万シリア・ポンド)。
- (3) 銀行の資本はその少なくとも70%以上がアラブ連合共和国に国籍を有するものにより所有されるか、またはその51%以上が同国に国籍を有するものにより所有され、その残額がアラブ諸国の国民により所有されねばならない。

◇タイの輸出前貸手形の再割引率引下げ

タイにおいては、かねてより金融法規の改正とともに金利体系の修正、金利水準の引下げなどが検討されていたが、このほどタイランド銀行は、さきに政府が行なった米の輸出税の引下げと平行して、昨年11月より実施されている輸出前貸手形再割引制度の利用を促進^(注)するため、その再割引率を従来の7%から5%へ引き下げ、10月1日から実施することとした。その市中銀行による

割引金利は昨年11月の改正以来再割引率を2%以上上回ってはならないこととなっているため、今後市中銀行の割引率も7%以下に抑えられることとなり、輸出前貸制度の利用は増加するものとみられている。

なお、同手形の短期間の再割引については、印紙税(Stamp duty)の一部をその期間に応じて以下のごとく、タイランド銀行が負担することとし、利用者の負担軽減をも図っている。

| | |
|--------------|-----|
| 再割期間15日以内のもの | 80% |
| 〃 30 〃 | 60% |
| 〃 45 〃 | 40% |
| 〃 60 〃 | 20% |

(注) タイランド銀行は昨年11月、従前行なっていた国債担保貸出および期間6ヶ月以内の商業手形の再割引に加えて、輸出促進の目的で期間90日以内の輸出前貸手形の再割引を行なうこととしたが、その金利が他の場合と同様7%と定められ、割高であったためほとんど利用されていなかった。

◇中共の農村における交易市場の開設

中共においては、消費財を主とする物資の需給逼迫状況を緩和するため、農村に交易市場を開設し、農村物資の生産ならびに流通を促進し、同時に都市・農村間の物資交流の円滑化を図ることとした。すなわち、9月23日公布された「農村に交易市場を組織することについての指示」によればその概要は次のとくである。

- (1) 政府が全面的に、あるいは部分的に管理する重要物資(第1類および第2類物資^(注))については、人民公社およびその下部組織たる生産隊が、政府の規定する対政府あるいは、人民公社など向け売渡しをまず完遂し、余剰分は市場で売却することができる。右以外の物資(第3類物資)、たとえば一部の農業副産品および手工業品などは市場に出すことができる。ただし、特に政府が政府などへの売渡しを指定したもの、および政府と売買契約を締結したものについては、これらを優先する。
- (2) 上記の政府が管理する重要物資を市場で取引する場合の価格は政府の買入価格と同一とする。その他の物資の価格は、政府により一部物資については一定の価格が規定され、他は最高と最低価格が指示される。
- (3) 市場取引に参加するものは主として公社、生産隊、公社員および国営商業部門であり、公社、生産隊および社員は市場以外において取引することは許されない。

(注) 第1類物資は政府が集中的に管理する重要物資で食糧、綿花、石油など38種類あり、また第2類物資は政府が地区間の過不足を調整するため部分的な需給統制を行なう物資で肉類、化学肥料、時計など293種類となっている。

△中共の革命後10年間の経済発展状況

中共は本年10月1日の国庆節を迎えるにあたり過去10年間の経済発展状況を発表した。

それは期中を3期に区分し、1952年までを経済復旧期、53～57年間を第1次5か年計画実施期、58年以降を飛躍的な経済発展期としている。以下主要部門別の発展状況をみると次の通りである。

1. 財政 10か年間に予算規模は年平均26%拡大し、本年度は1950年比8倍に拡張している。56年を除いて各年度とも歳入超を示し、10か年間の累計では、48億元の歳入超となっている。歳入のうち、国営企業および合作社からの収入の占める比率は、50年度の34%から、本年度は99%へ上昇し、一方歳出のうち、経済建設費の占める比率は同じく36%から70%へ上昇した。

2. 基本建設 1950～58年間の投資額は895億元で、うち工業部門が50%を占め、さらにそのうち重工業部門が85%を占めている。第1次5か年計画が開始された53年以降昨年までに施工された基準投資額以上の工鉱企業の建設項目は1,920を数え、そのうち1,200余が一部あるいは全面的に稼働した。また灌漑面積は49年の15百万ヘクタールから本年は67百万ヘクタールに増加し、全国耕地面積の57%を占める見込みである。さらに鉄道敷設設備は49年の2.2万キロメートルから58年の3.1万キロメートルへ増大した。

3. 生産 修正後の本年度目標では工業生産額は1,470億元、農業生産額は738億元で、1949年に比べそれぞれ11.7倍、2.5倍に増加し、工農業総額では5.3倍に増大する。主要生産品についてみると次の通り。

(1) 鉄鋼 1949年においては鋼塊生産高は15.8万トンにすぎなかった（戦前最高290万トン）が、本年は12百万トンが予定されている。これが達成されれば、10か年間の年平均増加率は54%となり、第2次5か年計画の目標を3年早く達成することとなる。

(2) 機械 第1次5か年計画より、大型精密などを生産しうる段階にはいり、同計画期間中年平均増加率は30%であったが、昨年は大型工場の新設、拡張のほか、中小工場が1万余新設されたため、生産額は前年比160%増加し、特に冶金設備は7倍、発電設備は3倍に増加した。これにより機械および設備の自給率は、第1次5か年計画中の最も高かった年次において60%であったものが、昨年には78%となり、本年は80%に上昇するものと見込まれている。

(3) 電力 第1次5か年計画期間に年平均20%増加したが、さらに昨年以降、全国的に中小発電所の建設が推進されたこともあり、昨年は前年比42%増大、本

年は390億KWHとさらに41.7%増加し、1949年比9倍の増大が予定されている。

(4) 石炭 1949年においては年産1百万トンをこえる炭鉱は8鉱山で、1千万トンをこえるものは存在しなかつたが、現在は1百万トンをこえるもの55、うち1千万トン以上のもの7を数えている。かくて出炭量は49年の32百万トンから57年には130百万トンと、その間年平均50%を増加した。昨年からはさらに中小炭鉱が開発された結果出炭量は270百万トンとなり、本年は335百万トンに達することが予定されている。

(5) 紡織 第1次5か年計画期間中40余の工場が新設されたため、1957年末における綿紡織設備は紡機749万錘、織機20万台となり、49年比それぞれ50～60%増加した。さらに58～59両年において118工場が新設あるいは拡張されることとなっている。この結果、生産高は49年の綿糸180万梱、綿布19億メートルから昨年は611万梱、57億メートルとなり、本年の綿糸生産高は820万梱が見込まれている。

(6) 農産物 1949年においては長期にわたった戦乱による国土の荒廃により、既往の最高生産年次に比べ、食糧生産高は16%、綿花および大豆は34となり、豚は30%減少したが、52年には早くも回復に転じた。引き続き第1次5か年計画期間の年平均増加率は4.5%であったが、昨年は前年比25%を増加し、本年は昨年比10%を増加する見込みである。昨年の食糧生産高250百万トン、綿花210万トンは49年に比しそれぞれ2.3倍、4.7倍の増加で、この間単位当たり収穫量は食糧93%、綿花1.2倍をそれぞれ増加した。

4. 貿易 1958年における輸出入総額(注1)は50年比3倍、そのうち輸入は2.9倍、輸出は3.3倍となり、収支は大体均衡している。現在93の国家および地域と貿易関係を有し、うち27か国と貿易協定(注2)を締結している。輸出入商品では50～58年間の輸入総額のうち生産財が90%を占め、輸出では工鉱業品の比重が52年の18%から57年は28%へ上昇している。また50～58年間に社会主義諸国との貿易は6倍余、アジア・アフリカ諸国との貿易は2.8倍にそれぞれ増加し、社会主義諸国との貿易は貿易総額の75%を占めている。

(注) 1. 1958年における輸出入総額は55億ドルと推定される。

2. 貿易協定締結国のうち社会主義国以外の国は、インド、セイロン、ビルマ、インドネシア、カンボジア、アラブ連合、アフガニスタン、レバノン、イエーメン、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーの13か国である。

△台湾における外貨リンク制社債の発行

台湾においては軍事支出に基因する財政赤字などによ

りインフレーション傾向は依然改まらず、起債市場は不振で各企業とも社債の発行ははなはだ困難な情勢にあり、発行額も少額にとどまっている。

しかしながら国営企業の台湾糖業公司では台風災害による復旧資金調達のためもあってきたる11月より新方式による社債を発行することとなった。すなわち、今回決定をみた社債は、米ドル為替取組証^(注)にリンクさせることにより通貨価値の下落に備え、このため利子は一般の金利水準（短期国債で年利14～18%）に比しはあるかに低く年5%としている。このように為替取組証にリンクした社債を発行するのは同公司が台湾の特産物である砂糖の生産および輸出を独占的に取り扱い同国年間為替収入の6割を稼得してきたことによるものとみられるが、他面これにより民間遊資を吸収し、インフレーションの抑制にも資するものと期待されている。

同社債の発行要領は次のとくである。

- (1) 発行額 1千万米ドル、500万ドルずつ2回に分割。
- (2) 額面 10、50、100、500、1000ドルの5種。
- (3) 年利 5%、割引発行。
- (4) 期限 2年および4年の2種。
- (5) 債還 2年物は1年目に半額を、満期時に残額を償還。4年物は3年目に半額を、満期時に残額を償還。

償還時に現金にかえて米ドル為替取組証を交付。

^(注) 現在台湾では外貨受取債権は台湾銀行に集中され、これに対し為替取組証が発給され輸出入為替の売買はいずれも為替取組証をもって行なうことになっているが、現行公定レートは売相場1ドル当り36.38元、市中相場40元程度となっている。

◇ニュージーランドの支払準備率引上げ

ニュージーランド準備銀行は9月17日、商業銀行の要求払債務に対する支払準備率を、従来の28½%から30%（1956年12月の31%に次ぐ高率）へ引き上げ、9月21日から実施する旨発表した。

同国では金融市場が未発達のため、準備銀行は主たる通貨調節手段として支払準備率操作を公定歩合政策とともに実施している。すなわち、1958年7月には金融引締めのため、準備率を従来の26%から28½%へ引き上げたが、徵税期の3月には預金減に対応して20%へ引き下げを行ない、翌月には再度28½%へ引き上げるなど商業銀行の流動性調節にもこれを用いている。

今回の準備率引上げ措置は、単に商業銀行流動性の短期的調節をねらいとしたものであり、昨年7月のごとき金融引締めの意図をもつものではない。すなわち、同国商業銀行の流動性は最近、輸出好転（4月以降前年比むおむね2割増）を主因とした預金の増勢（要求払預金は5～6月中13百万ポンド増加、前年同期は2百万ポンドの減少）と貸出の不振（同期間中13百万ポンド減少、前年同期9百万ポンド減少）によって高まってきたが、準備銀行は商業銀行の貸出余力を当面現状のまま維持させるため、かかる市中預金増加分を支払準備率の引上げによって吸収しようとしたものである。

しかしながら、同国の外貨事情は国際収支の好転によって顕著に改善されており（外貨準備高は9月9日現在108百万ポンドで前年同期比倍増）、また先般來輸入制限措置も漸次解除されてきているだけに、金融政策にも今後若干の変化が予想される。

支 払 準 備 率 の 推 移

| 区 分 | 要求払債務 | 定期性債務 |
|------------|-------|-------|
| 1958年3月引下げ | 10% | 5% |
| 4月引上げ | 26 | 10 |
| 7月々 | 28½ | 10 |
| 1959年3月引下げ | 20 | 10 |
| 4月引上げ | 28½ | 10 |
| 9月々 | 30 | 10 |
| (法定最低率) | (7) | (3) |